

# 令和4年度 第1回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 令和4年9月8日(木)  
午後2時から午後3時半まで  
会 場 東大手庁舎 2階 研修室A

## 1 開会

### 2 教育委員会事務局長挨拶

本日は、第1回目の開催である。日頃は、本県の特別支援教育の充実、推進に御尽力をいただいていることにお礼を申し上げる。

この会議は、障害のある子供を乳幼児期から学校卒業後まで、生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを構築することを目的に開催している。本日の会議のテーマについても、関係機関が連携し、特別な支援が必要な子供に対し、生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について、としている。ぜひ、積極的に意見をいただきたい。

さて、出生者数がますます減少している。子供の数も減少傾向であるが、小中学校の特別支援学級や特別支援学校の児童生徒数は依然として増加傾向である。特に、全国的には、大都市圏を中心に、特別支援学校の教室不足が拡大している状況である。愛知県では、この10年、大村知事の下で、特別支援学校の新設や増築に積極的に取り組み、教室不足は大幅に解消し、昨年度時点で、大阪や東京では500教室以上、千葉、埼玉、神奈川では200教室前後の教室不足であったが、愛知県は昨年度時点で71教室と、かなり減少してきている。今年度については、4月に知的と肢体併置のにしお特別支援学校が開校し、昨年度よりも教室の不足数は減少した。さらに、9月県議会には、いなざわ特別支援学校や一宮東特別支援学校の過大化解消のために、小牧特別支援学校へ校舎を増築する予算を提出する予定である。教室不足の解消に向けて着実に取組を進めている。今後はますます共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築のための取組を、皆さんに相談して進めていきたいと思っている。そのためには、乳幼児期に受けた支援をしっかりと引継いで、学齢期では個性に合った最適な学びを提供し、卒業後の地域社会での活躍につなげていくことが重要と考えている。

委員の皆様から、忌憚のない御意見をいただきたい。

### 3 会長挨拶

関係機関との連携、障害のある子供の生涯にわたる一貫した支援について、委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただきたい。本県の特別支援教育の推進に向けて、意義ある会にしたい。

### 4 副会長挨拶

総合教育センター相談部における、特別支援教育に関する取組を簡単に紹介する。

総合教育センターでは特別な支援を必要とする子どもやその保護者、関係する教員の相談事業や、教員を対象とした特別支援教育に関する研究・研修事業を行っている。相

談は、就学前の幼児が全体の20%、小学生が60%、中学生が15%、高校生が5%という状況である。相談内容について、近年、最も多いのが園や学校における具体的な支援・指導についてであり、次いで多いのが就学に関する相談であった。子供の障害については、自閉症や発達障害が多いが、診断を受けていない幼児児童生徒も多数いる。

令和2年度から通級による指導の充実に関する研究を行っている。この研究は、近年、小中学校において、通級による指導が必要な児童生徒が増加していることから、通級による指導の内容を通常の学級での生活につなげる、効果的な校内体制の構築を目的に、小中学校3校と共同で進めている。11月に成果の発表を行う。

研修については、第2期愛知県特別支援教育推進計画に沿って、小中高の先生方にも参加しやすい研修内容を工夫している。さらに、コンサルテーション事業を半田市と西尾市で行っている。この事業をとおし、地域での特別支援教育力を高めていきたい。

特別な支援を必要とする子供や保護者に寄り添った教育相談を行うとともに、学校現場のニーズに合った研修や研究を深め、特別支援教育に関する有用な情報等を効果的に発信できるようにしていきたい。

委員の皆様の御意見を伺い、愛知県の特別支援教育の更なる充実に努めたい。

## 5 議事

### 〔報告事項〕

- (1) 令和3年度愛知県特別支援教連携協議会での協議内容について
- (2) 令和4年度愛知県特別支援教育体制推進事業について
- (3) 第3期愛知県発達障害者支援体制整備事業報告書について
- (4) 令和4年度発達障害等関連事業の事業内容について
- (5) 第2期愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況について
- (6) 小・中学校における特別支援学級の設置状況及び視覚障害等の児童生徒の就学状況について

—資料2～9により事務局より説明—

### 〔質疑応答〕

委員 個別の教育支援計画はほとんど作成されているが、いろんな保護者から、地元の小中学校から特別支援学校に進学するとき、春先は忙しいこともあるためか、個別の教育支援計画も含め、いろいろなことが伝わっていないという話を聞く。

会長 連携がうまくいっていないという保護者の感覚がある。作成率は向上しているけれど、どう活用されているのかということに関わる、非常に重要なことである。

事務局 市町村教育委員会の担当指導主事が集まる機会など様々な場で、個別の教育支援計画の進学先への引継ぎをしっかりと行っていくよう働きかけをしている。また、個別の教育支援計画啓発リーフレットには引継ぎに関する記述もあるので、多くの方に活用していただき、進学先につなげる一助としたい。

会長 実際、保護者が引継ぎの方法をどう理解しているのかフィードバックやモニタリングをしていかないと実効性は上がっていかない。ぜひ、また御検討いただきたい。

委員 個別の教育支援計画は、保護者と学校の先生が話し合っ作り上げるものだと

考えている。できあがったら、両者が同じ個別の教育支援計画を持っているというものだと思うが、それは統一、徹底されているか。

会長 個別の教育支援計画は、諸外国では契約書の意味合いももっている重要な根拠資料である。これをきちんと共有して運用されているのかという御質問である。

事務局 詳しい調査は行っていないため、保護者と学校が一部ずつ持ち合っているかどうかは把握していないが、個別の教育支援計画は、互いの意見を伝え合って作り上げるものであると分かっているという認識である。本人・保護者と学校で作りに上げていくことを徹底するのが大切だと考える。

委員 障害のある人の環境は、学校だけで作るものでも、家庭だけで作るものでもない。お互い、個別の教育支援計画を持っているという状態になれば、転校や特別支援学校に進学したときに、「これ、渡ってないのね」と保護者が個別の教育支援計画を渡してもいいわけだから、お互いが持っている状況にしてほしい。実際、個別の教育支援計画がどれだけ役に立つのかは、また別問題であるが。

会長 運用の方も丁寧にやってほしいという御要望だと思う。

委員 個別の教育支援計画や個別の指導計画は個人情報に記載されている。従って、学校としては引継ぎをする場合に、一度保護者に許可を取り、中学校や高等学校等に引継ぎをしている。保護者との確認の仕方を各市町村の小中学校でルール化を図ることが必要になると思う。また、保護者にも、このような手続きがないと、学校が勝手に引き継ぐことはないということも確認してほしい。また、いつまで保管し、いつ廃棄すればよいのかについても、県内でルール化を図る必要がある。

会長 個別の教育支援計画は、本人、保護者とともに作成するという趣旨を周知するとともに、トップダウンで進めるだけでなく、教育事務所単位や現場の校長先生を含め、運用をどうするのかについて協議し、ルール化をする必要があるのではないか。効果を上げるためにはそこまで踏み込んでいくべきだという重要な御指摘だった。

#### 〔協議事項〕

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子どもに対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

#### 一事務局から協議のポイントの説明一

会長 まず、本人、保護者とともに個別の教育支援計画を作成、活用するためのポイントはどのようなかについて、御意見をいただきたい。生涯にわたって、一貫して、ということなので、まず、幼稚園、保育園の段階ではどうなのか。それから、小・中学校、義務教育の段階ではどうなのか、さらに高等学校ではと、この三つの流れで御発言いただきたい。

委員 特別な支援を必要とする幼児に関しては、幼稚園における対応について、担任の先生や園長等が個票を作成している。小学校との連携の際には、保護者承諾の上、口頭や書面で情報交換している。園児は成長が非常に早く、年少時は支援が必要だったが、年長になると大丈夫というケースが非常に多い。小学校へ入学し、特別支援学級に入ったが、小学4、5年生で通常の学級に移った、あるいは逆の

パターンもある。子供は非常に伸びしろがあるため、園の先生の意見をしっかり加味したものを作成し、保管している。

会長  
委員

次は義務教育段階での御発言をお願いしたい。

本市の個別の教育支援計画の様式は、本日の別添資料とほぼ同じである。ただし、これはほぼプロフィールであり、何をするかという手立てが書かれていない。私たちが重視してきたのは、個別の指導計画である。具体的な目標を長期、短期で設定し、手立てを決め、成果を評価するところがセットになったもので、子供たちの日々を見ていくことが必要になってくる。私が特別支援学級の担任だったときは、指導計画を持って授業に臨んで、その結果を記録して、ポートフォリオのように使い、それを積み上げて、トータルで個別の教育支援計画にして保護者に提示していた。活用するためのポイントは、具体的な個別の指導計画がどの程度作られていて、支援・指導する側と保護者・本人と共通理解をしていくか。それを積み上げていくために、どのような様式がよいのか、試行錯誤している。これが、ここ十数年の自分の中の課題である。様式ありきではなく、子供たちの書いたものをそのままファイリングしながらコメントを入れ、保護者に見てもらい、感想をもらい、繋いでいくことが本来的な活用となると思う。現状、どの学校も時間的なゆとりがなく、なかなかできない。この個別の教育支援計画と個別の指導計画があって、学級ごとに年間指導計画があり、個別の指導計画の評価とは別に通知表があり、多岐にわたっている。この辺りを、学校単位で難しければ、市町村単位等で整理していく時期に来ている。

会長

個別の教育支援計画と個別の指導計画との違い、さらに、保護者と一緒に中身のあるものを作っていかなければいけないという、重要な御意見であった。高等学校はいかがか。

委員

個別の教育支援計画と個別の指導計画は、本人や保護者と十分に情報交換をし、気持ちを汲みながら作成することについては、幼稚園や小中学校と変わるところはない。高等学校になってくると、本人や保護者が、他の生徒や保護者に対して、支援の内容をどこまで伝えてもらいたいのかというところに微妙な線がある。高等学校として本人に対応するときに、どうしてもある程度知らせる必要がある場合と、秘密を守ることができる場合等、いろいろな場合がある。その辺り、本人と保護者の思いをしっかりと聞きながら、作成することがとても大事である。

会長

中学から高等学校へは受験があり、個人情報も含めて取り扱いが難しい。高等学校から大学も同じような問題があって、合格発表後、実はうちの子は、うちの生徒は、という話が出てきて、3月末にバタバタして入学準備に間に合わないような状態である。

保護者と共に作成・活用なので、保護者の立場から御意見をいただきたい。

委員

保護者としては、作る作業をやったことで良かったことが発生したり、作る作業が楽しかったりということがあるとよい。ただでさえ、学校側、文部科学省が決めたものなので、何か分からないけれど書類を作るのでは、面白くない。個別の指導計画等を作るとき、骨になる部分を載せられるとよい。生涯比較的変わりにくい部分、例えば、本人の障害や細かい性格的なもの、苦手なものを書く。あと、好きなものや楽しく取り組めることは伝えたい。それは、共同生活の場面の困難さを切り替える際に役に立つものがあるので、好きなものや得意なものを書

く欄があるとよいし、これなら比較的書きやすい。子供は何が好きかを、保護者が改めて考えるのは非常に重要なことである。合理的配慮が入っていることが、近年の方向だと感じていて、良いことだと思っている。その合理的配慮が必要となる根本的な理由、例えば、歩けないから車いすに乗ります、歩けません等が書いてあると、そのための配慮はどういうものかを考えたらよいか分かる。例えば、学校の授業で使うプリント等を授業の前にあらかじめ渡しますという配慮は、近くの文字しか見えない人に有効だし、授業のペースについていけない、先生の話の内容を理解することが難しい等の学習障害的な子にも有効だけれど、何が基で合理的配慮をしているのかということが分からないと、合理的配慮のアレンジがしにくくなる。まず、合理的な配慮を必要とする根本的な原因を書いてもらい、このような場面で困りますと次に書いてもらい、合理的配慮をやっとうまくいった事例という3本立てにすると、個別の教育支援計画を見た人が、こういう部分が困っている、成果が出ないのはこういう理由なのだな、こういう合理的配慮ができるかなと新たなアイデアを考える助けになる。原因と困難場面とうまくいった対応例の3本立てだと活用してもらえないのではないか。

公表する、しない、引き継ぐ、引き継がない問題については、特に知的に高い人だと困ったり悩んだりするが、他の人の助けが必要だったら公表していかねばならない。そこに苦手なことが書いてあるということは、弱味を人に見せている訳なので、相手が信用できないと見せることができない。社会の進み具合と信頼度によるので、千差万別になる。

会長 多くの重要な指摘があった。一つは、障害者支援の潮流で、できないことを取り上げて支援するのではなく、本人の強みや自信をもっていることを引き伸ばして行って、できないことをなくしていく、これを重視した個別の教育支援計画をお願いしたいという御指摘であった。もう一つ、合理的配慮は非常に個別性が高い。本人が必要だから配慮をお願いしたいという根拠に基づいて行うものである。今、おっしゃられたのは、基礎的環境整備で、一人の子供のためにやるのではなく、このことによって助かる子供がもっと増えてくるという話があるので、広く捉えて、少し遅れている子供が勉強しやすくなる環境整備をすれば、配慮自体も減ってきたり、参加しやすい、学習成果をあげやすい子供が全体に増えてくることもあったりするので、これも重要な指摘であった。

委員 個別の教育支援計画の関係機関との連携について、別添資料の例では、病院の医師名が書いてあるが、ほとんどの子供が放課後等デイサービスを使っているので、それを記入したり、相談支援センターの担当者名前があつたりするとよい。保護者にサポートブックの作成をするように呼びかけている。サポートブックは先生に何でもこのとおりにやってくださいという指示書ではなく、あくまで、我が子を知っていただくツールということを伝えている。個別の教育支援計画を作成していただく際に参考になるかと思う。

会長 個人情報や引継ぎの問題等難しい面がある、特に中学から高等学校が難しい面があるという話が出たが、どうか。

委員 例えば、中学校から高等学校と限定せずに、基本的に個人情報の管理は、保護者がメインで管理するということが前提となる。保護者の許可を取り学校間で引き継ぐということでもよいし、保護者が個人で進学先に情報提供するということ

でもよいが、保護者への確認を必ず行うことを卒業学年の担任の先生が理解し、話し合う場をもつ必要がある。学校間で引き継いでいないのは、しっかりと連絡が取れていない可能性があり、その辺りの徹底が必要であると思う。また、中学校から高等学校の引継ぎには、入試があるので、保護者の気持ちとしては、合格した後に連絡してほしい、引継ぎをしてほしいという要望がとても多い。合格した後に、速やかに高等学校側に配慮申請をして引継ぎをするということについて、話し合いを進めていただきたい。高等学校側としては、年度当初に理解したうえで、4月の一日目からサポートしたいという思いをもっているため、入学前から情報提供をしてもらい、支援体制を整えたいという考え方も知ってもらいたい。あと一点、幼稚園・保育園・こども園と小学校の引継ぎも課題が多いと思う。幼稚園、保育園で資料を作成して、保護者の許可を取らずに学校へ情報を送ってしまうと、就学に課題が生じてしまう。やはり、保護者との合意形成を得たうえで、やり取りをする必要がある。全てに共通することは、子どもが幼い場合は保護者の考え方を中心に、中学生や高校生の場合は本人との合意形成も含めて、資料のやり取りが進むということをして、全ての方々が情報共有する必要がある。

会長 大学では、保護者が情報をもってくる場合と、保護者の他に進路の先生と担任と一緒に来て、詳しく子供の実態を伝えてくれる場合がある。愛知県の場合は、後者のケースもよくある。しかし、県によっては対応が全く違い、保護者主導であったり、教員主導であったりする。形はいろいろあるが、両者が情報をもっていくことについては了解を得たうえで進める必要がある。また、身体障害、例えば、目が見えない、車いすに乗っているなどは誰が見ても分かるので早くから配慮のお願いができるが、発達障害や精神疾患の方は、合格発表後でないと、なかなか次に動けないということがある。障害の種類、重い軽いなど様々なことに配慮しながら、上手く連携するというのを丁寧にやっていく必要がある。

事務局から提案のあった好事例があったら、紹介してほしい。

委員 支援をつなぐ好事例として、私が市の教育委員会にいたときの例であるが、隣り合う機関、小学校と中学校や、保育園・幼稚園と小学校はつながりやすいが、小学校と高等学校は課題が見えにくいし、つながりにくい。そのときに、小学校と保健センターを結ぼうということを考え、1歳6か月児検診や3歳児検診で心配があった子供を、子育ての部局だけでなく、教育委員会の方でアプローチをしていこうと動いた。どうすればできるかということ、教育委員会の中でのハブ作り、スーパーコーディネーターを置いて、障害者自立支援協議会、保健センターや市の各部局と顔をつないでいって、情報をお互いにやり取りできるシステムを作っていこうと試みた。市内の高等学校も同じようにつないだ。ただし、そのハブは、学校の職員だとなかなかそれができないし、必要性もあまり感じない。個々の事例によって変わってくるので、市の教育委員会と市の各部局でつながるということだったらできるだろうということで取り組んだ。1歳半の自閉症の子で、保護者が悩まれている、市の教育委員会でアプローチをして、教育相談を行い、保健センターでの相談、園の理解を得ることにつなげた例もあった。

話は広がるが、市の教育支援の担当者に話をする機会があったときに、就学等の話の際は、早くから学校内外でチームを作り、チームで情報共有をしていくことをお願いした。つまり、保護者に、この話は誰と共有すればいいかと確認し、

例えば、教育委員会とか園の先生、デイサービスならいいですよとか、できれば個別の教育支援計画の中に情報共有のメンバーがきちんと明記されてくると、それがつながって、次の担当者も、今はこの段階と分かるし、保護者が了解している情報共有のメンバー、機関とつながれるのではないか。この辺りに取り組めたらよい。長い間、我々が、保護者と相談する場面と我々だけで相談する場面の2つの場面をいつも抱えていた。そうではなく、保護者もチームのメンバーとして、保護者本人も支援チームの一員なのだという意識に変えていき、それで、個別の教育支援計画を作っていきたい。

会長 障害のある子供は、学校教育を受けているときは学校を中心とした支援になる。卒業した後、就労、それから地域での生活を考えると、障害者として地域で生きる時には、相談支援センターなどを中心に福祉のネットワークが地域に大きく作られてきていて、自立支援協議会などが機能している。中学部、高等部の段階になってきたときに、そういった地域生活になることを見越したチーム、その子を取り囲む教育、さらに、医療、保健、福祉、労働といったところの顔がつながる支援を見越したチーム作り、これをやっていくことが重要である。

委員 事務局からいただいた観点で話を進めてきたが、全体を通して、何かあるか。幼稚園や保育園、小学校低学年くらいは、親の方が子供の障害の受容ができていない、認められないことが多い。また、幼稚園や保育園は、子供にとって初めての集団生活の場で、その集団生活でしか出ない不具合は、親から見えていない。それで、紙に起こしたものを保護者に見せると、拒絶反応を起こしてしまって、とてもこの内容では見せられないとなる。私に関わった特別支援学校で、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全保護者に共有してくださいとお願いしたことがあるが、それをしたときに、このままじゃ出せないぞというのが実情だったと思う。時間はかかってもよいと話したが、そういう側面があり、ただ、内容を見ていないものを誰かに渡していいかと聞かれれば、「はい」って言えない人は必ず出てくる。時代の流れとしては、制度設計するにあたって、親がこのように書いてほしいという思いと、本人のためにはこう書いておかないと周りのサポートが得られないということがぶつかる部分もある。しかし、制度設計としては、子供を守る方に振ってほしい。国や行政が何に対して一番サポートしなければいけないかというときに、「本人」という制度設計にしてほしい。そのことについて、みんなでよい方向を見つけられたらよいと思う。

会長 つい、本人不在の議論になりがちだが、あくまでも本人のためにということを確認して様式を検討すべきだろうという指摘であった。これで協議を終了させていただく。出された意見は事務局で整理し、今後の特別支援教育体制推進事業に反映していただきたい。

## 6 その他

### —事務連絡（事務局）—

- ・ 議事録をWebページに掲載予定であること
- ・ 次回の協議会について

## 7 学習教育部長挨拶

本日、会長には議事運営でお世話になった。また、委員の皆様方には、特別支援教育に関わる様々な立場から、個別の教育支援計画の作成と活用に関して、示唆の多い御意見をいただいた。事務局で整理して、第2回の会議に向けて、あるいは教育、福祉、医療、保健、労働それぞれの施策に生かしたい。

以前、高等学校教育課で、高校入試に関わってきた。受検上の配慮ということで中学校での支援を踏まえて高校受検でも配慮をするというシステムがあるが、調整のプロセスで、保護者と中学校側がうまくいかなかったり、保護者が直接高校に要求してきたりという事例が発生することもあった。どうするとよいのかという思いをずっと抱いてきたが、個別の教育支援計画がうまく機能すれば、入試の場面での合理的配慮のあり方もスムーズにいけるのかなと、話を伺いながら考えていた。

本日、御多用のところ、Webで御参加の方も含め、皆様ありがとうございました。改めて御礼を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

## 8 閉会